

## UPZ内における主な対応について

## 1. 一時移転等に備えた対応について

- 島根県及び鳥取県は、住民の一時移転等に備え、バス会社にバスの派遣準備を要請。
- 島根県、鳥取県及び関係市から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災メール、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。

## 2. 医療機関及び社会福祉施設について

- 施設ごとの避難計画に基づき一時移転等を実施。

## 3. 在宅の避難行動要支援者について

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した福祉避難所に一時移転等を行う。

## 4. 観光客等一時滞在者について

- 島根県、鳥取県及び関係市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県、鳥取県及び関係市が確保した車両で一時移転等を実施。

#### 5. 住民の一時移転等について

- 関係市の避難計画に基づき、住民の一時移転等を実施。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を実施。

#### 6. 輸送能力の確保について

- 必要となる輸送能力の確保については、島根県及び鳥取県が、タクシー事業者やバス会社等から必要となる輸送手段を調達。
- 確保した輸送手段で対応できない場合、県や原子力災害対策本部にて車両確保に向けた調整を行う。

## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応 (案)

### <対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、緊急退避所への退避を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所及び避難先における避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

(注) 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者については、令和3年6月2日の原子力規制委員会で示された案に基づき施設敷地緊急事態の段階で避難行動を開始すべきものとして整理したもの



# 住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の支所・地区災害対策本部を拠点に、地区単位のコミュニティも活用した情報伝達を実施。
- 支所・地区災害対策本部は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部はテレビ・ラジオ、ホームページ、緊急速報メールサービス等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 支所・地区災害対策本部では、消防団、自治会、自主防災組織などの地域の防災組織と連携し、住民の避難の状況等の確認を実施。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、支所・地区災害対策本部等から実施。



- テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、防災行政無線等を活用し住民へ情報を伝達
- 防災行政無線戸別受信機や音声告知放送端末を市内各戸に設置
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各支所・地区災害対策本部が実施

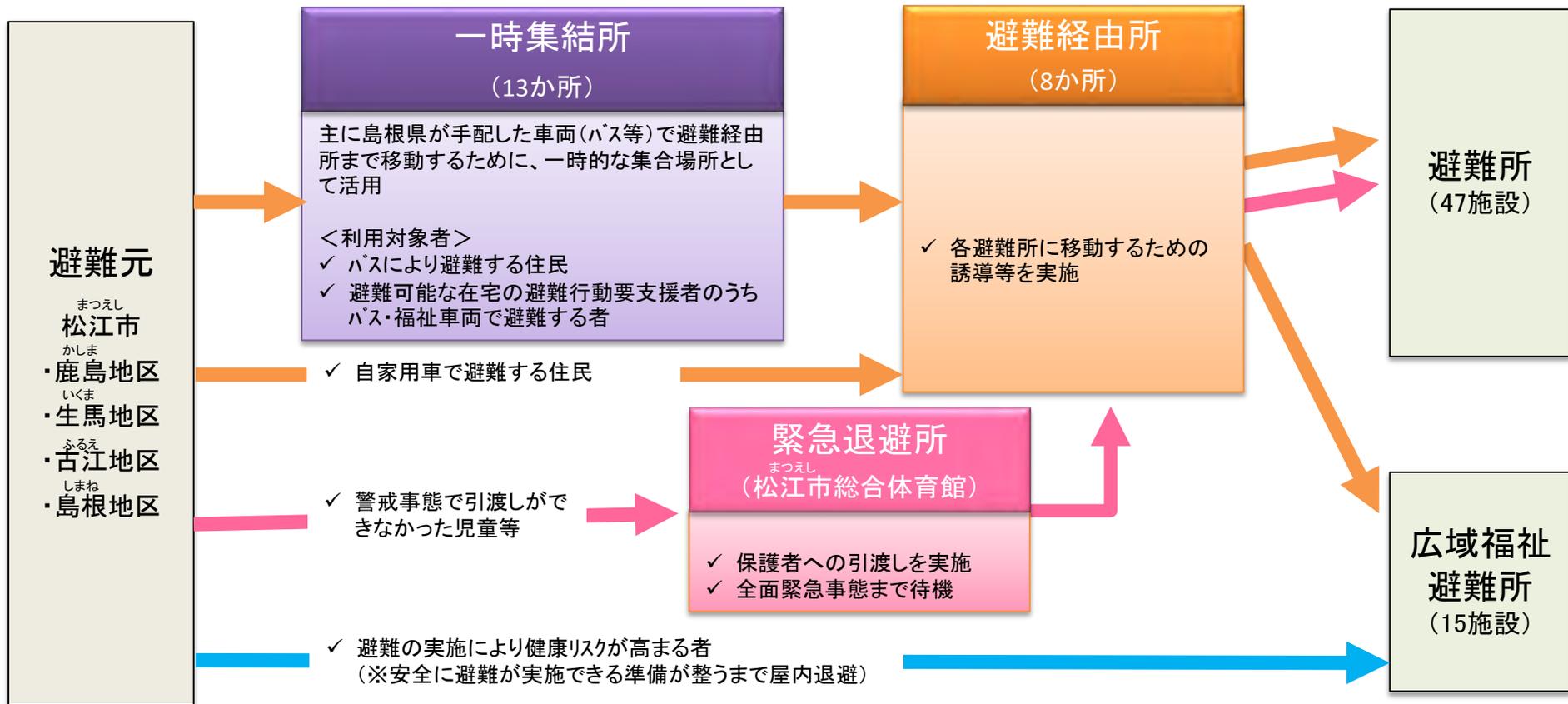


- 松江市災害対策本部、支所・地区災害対策本部及び各一時集結所間の情報共有は、防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等で実施



# PAZ内における避難体制

- 警戒事態で、<sup>まつえし</sup>松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。また、島根県は避難経路所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、<sup>まつえし</sup>松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経路所を経由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、<sup>まつえし</sup>松江市は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難経路所を経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、一時集結所に集合し、その後、避難経路所を経由して避難先へ移動する。



# PAZ内の学校・保育所等の児童等の避難

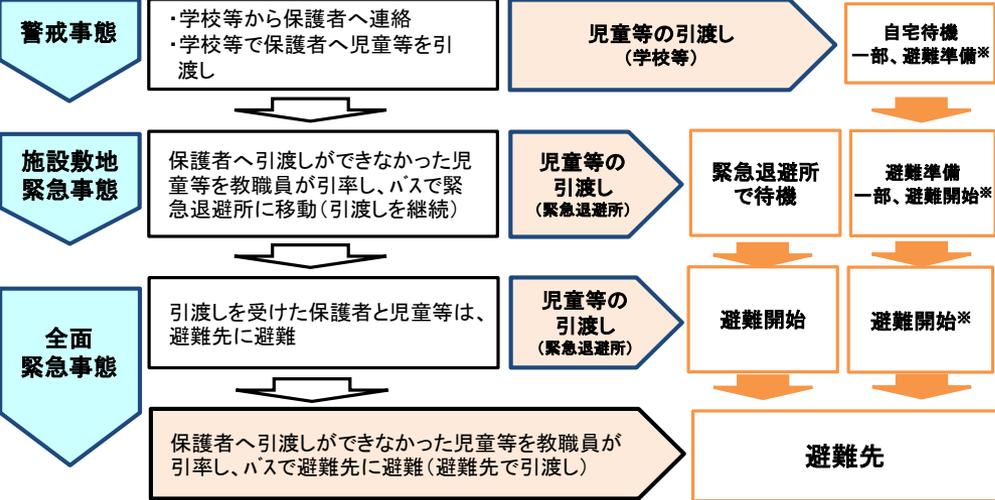
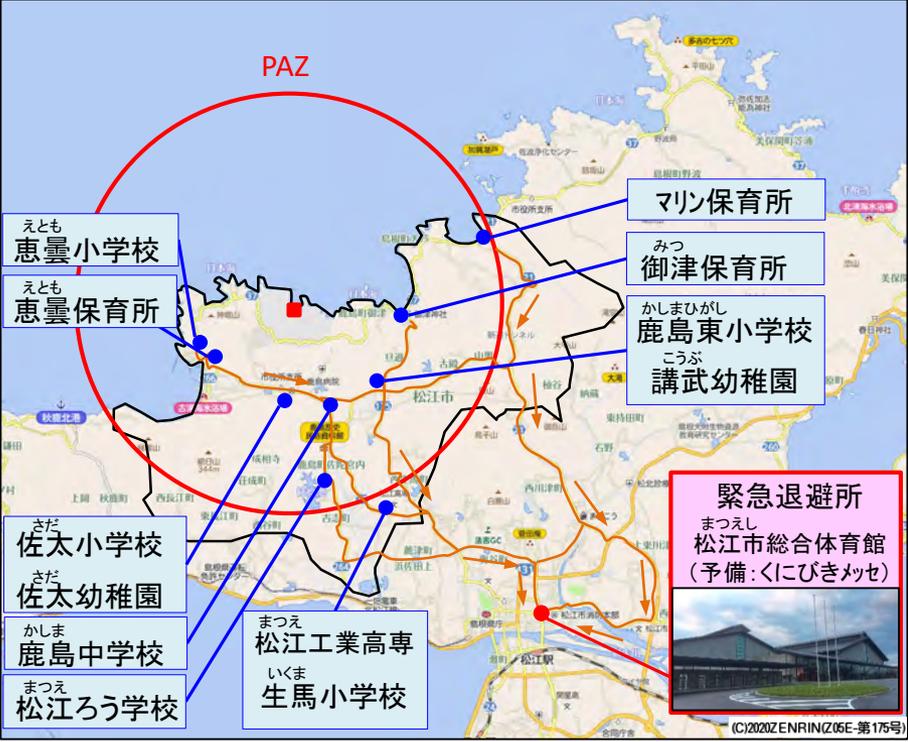
- PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し場所をPAZ外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示があるまで緊急退避所にて待機。
- 全面緊急事態に至った場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。
- PAZ内の全ての学校、幼稚園・保育所等において個別避難計画を策定済み。

区分	学校名	人数(人)	
		児童等	小計
保育所 (3施設)	恵曇(えとむ) 保育所	68	179
	御津(みつ) 保育所	49	
	マリン保育所	62	
幼稚園 (2施設)	佐太(さだ) 幼稚園	8	20
	講武(こうぶ) 幼稚園	12	

※児童等の人数については、令和2年5月現在(保育所のみ令和3年1月現在)

区分	学校名	人数(人)	
		児童等	小計
小学校 (4施設)	佐太(さだ) 小学校	94	379
	恵曇(えとむ) 小学校	75	
	鹿島東(かしまひがし) 小学校	100	
	生馬(いくま) 小学校	110	
中学校 (1施設)	鹿島(かしま) 中学校	123	123
特支等 (2施設)	松江(まつえ) 工業高等専門学校	1,080	1,112
	松江(まつえ) ろう学校	32	
12施設	合計	1,813	

職員数の合計は340人



※左のフローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者ととも避難開始。

# PAZ内の医療機関・社会福祉施設の入所者等の避難

- PAZ内の医療機関(1施設、定員177名)及び社会福祉施設(入所14施設、定員計374名)の全てについて、個別避難計画を策定済み。
- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- 社会福祉施設については、島根県が<sup>おおだし</sup>大田市や<sup>おくいずもちょう</sup>奥出雲町の広域福祉避難所から避難先を調整。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。

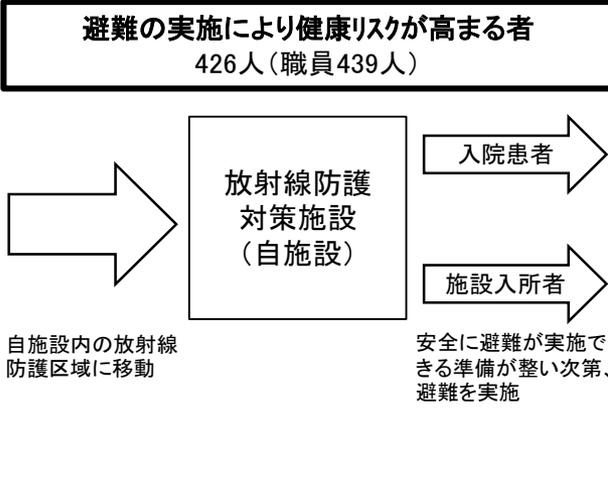
## <PAZ内15施設の入所者等の避難の考え方>

避難元施設

避難先施設(候補)

<放射線防護対策施設>

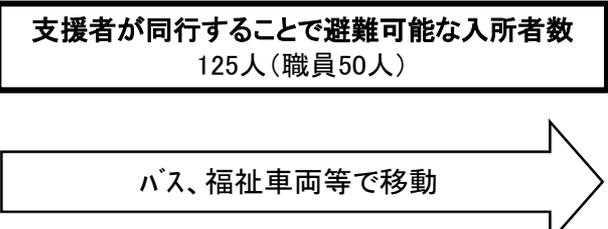
地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	病院	鹿島(かしま)病院	177
<b>計 177人(職員数244人)</b>			
地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	特別養護老人ホーム	あとむ苑(あとむえん)	50
ふるえ 古江	特別養護老人ホーム	あさひ乃苑(あさひのえん)	29
	障害者支援施設	四ツ葉園(よつばえん)	60
しまね 島根	特別養護老人ホーム	ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん)	50
	障害者支援施設	はばたき	40
		松江(まつえ)学園	20
<b>計 249人(職員数195人)</b>			



施設種別	施設名	受入見込数
病院	島根大学医学部附属病院、大田(おおだ)市立病院、済生会江津(ごうつ)総合病院 ほか	177
<b>病院 計 177人</b>		

避難元地区	避難先市町	施設名	受入見込数
かしま 鹿島 ふるえ 古江	おおだし 大田市	国立三瓶(さんべ)青少年交流の家 国民宿舎さんべ荘 温泉津(ゆのつ)保健センター 温泉津(ゆのつ)まちづくりセンター 仁摩(にま)保健センター 仁摩(にま)農村環境改善センター 静間(しずま)まちづくりセンター 五十猛(いそたけ)まちづくりセンター	776

地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	認知症対応型共同生活介護	あとむ苑(あとむえん)	9
ふるえ 古江	グループホーム	たんぼぼの家	6
		第2たんぼぼの家	8
		第3たんぼぼの家	6
		たんぼぼ若葉(わかば)	20
しまね 島根	養護老人ホーム	慈光苑(じこうえん)	60
	グループホーム	しおかぜ	10
	ファミリーホーム	みしょう	6
<b>計 125人(職員数50人)</b>			



避難元地区	避難先市町	施設名	受入見込数
しまね 島根	おくいずもちょう 奥出雲町	布勢(ふせ)コミュニティセンター 阿井(あい)コミュニティセンター 鳥上(とりかみ)コミュニティセンター 横田(よこた)コミュニティセンター 八川(やかわ)コミュニティセンター 馬木(まき)コミュニティセンター	556

**広域福祉避難所 計 1,332人**

# PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- PAZ内の在宅の避難行動要支援者1,254人のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した479人について、あらかじめ避難先の候補施設を決めてあり、家族・近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織、見守り組織、松江市職員、消防職員・団員等の支援者の協力を得て避難を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又は島根県等が確保したバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は島根県等が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

## 対象者

計 479人  
(支援者479人)

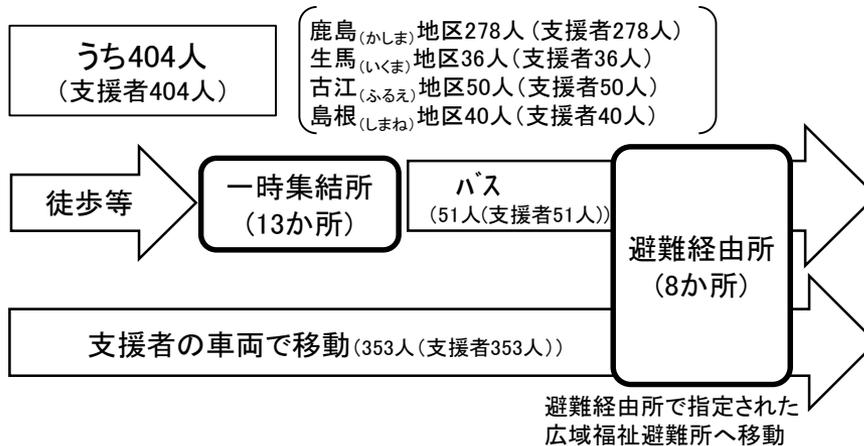
鹿島地区333人  
(支援者333人)

生馬地区39人  
(支援者39人)

古江地区56人  
(支援者56人)

島根地区51人  
(支援者51人)

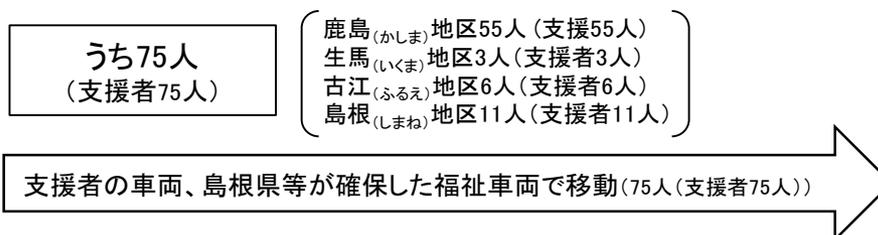
## 支援者が同行することで避難可能な者



## 広域福祉避難所

避難元地区	避難先市町	候補施設	受入見込数
鹿島 生馬 古江	おおだし 大田市	国立三瓶 青少年交流の国民宿舎さんべ荘 県立男女共同参画センターあすてらす 温泉津 保健センター 温泉津 まちづくりセンター 仁摩 保健センター 仁摩 農村環境改善センター 静間 まちづくりセンター 五十猛 まちづくりセンター	926
島根	おくいずもちょう 奥出雲町	布勢 コミュニティセンター 阿井 コミュニティセンター 鳥上 コミュニティセンター 横田 コミュニティセンター 八川 コミュニティセンター 馬木 コミュニティセンター	556

## 避難の実施により健康リスクが高まる者



## 近傍の放射線防護対策施設

- ・東部島根医療福祉センター(生馬地区、収容可能人数60名)
- ・あとむ苑(鹿島地区、収容可能人数50名)
- ・松江市 消防本部(城東地区、収容可能人数109名)

安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数2,679人について、バス73台、福祉車両103台(車椅子仕様93台、ストレッチャー仕様10台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (車椅子仕様)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	
学校・保育所等の児童等を緊急退避所に輸送	2,153人 (児童等1,813人 +職員340人)	62台 (児童等1,813人 +職員340人)	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少
医療機関の入所者等を避難先施設に輸送	0人	0台	0台	0台	
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	175人 (入所者125人 +職員50人)	5台 (入所者97人 +職員22人)	27台 (入所者27人 +職員27人)	1台 (入所者1人 +職員1人)	バスについては、地区ごとにそれぞれ必要車両台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態での避難対象者及びその支援者を避難先施設に輸送	102人 (要支援者51人 +支援者51人)	3台 (要支援者51人 +支援者51人)	0台	0台	残りの706人(要支援者353人 +支援者353人)は支援者の車両での避難を想定
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	150人 (要支援者75人 +支援者75人)	0台	66台 (要支援者66人 +支援者66人)	9台 (要支援者9人 +支援者9人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	99人	3台 (99人)	0台	0台	
<b>合計</b>	<b>2,679人</b>	<b>73台</b>	<b>93台</b>	<b>10台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり35人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(車椅子仕様)、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人の要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

作成中